

1.これまでの経緯

町では、林業・林産業の振興に繋げるため、現在、町が行っている林業・林産業振興対策(林業振興基本条例)の見直しを進めています。

林業・林産業は、町の基幹産業であります。依然として厳しい状況が続いております。こうした現状や課題を踏まえ、より効果的な対策を講じていくために、下川町林業振興審議会や事業者のヒアリング等を実施し、今後の林業・林産業振興対策について協議をしてきました。

今回、審議会などで出されましたご意見を踏まえ、見直しの素案を作成しましたので、「下川町パブリックコメント手続規則」に基づき意見の公募を行います。

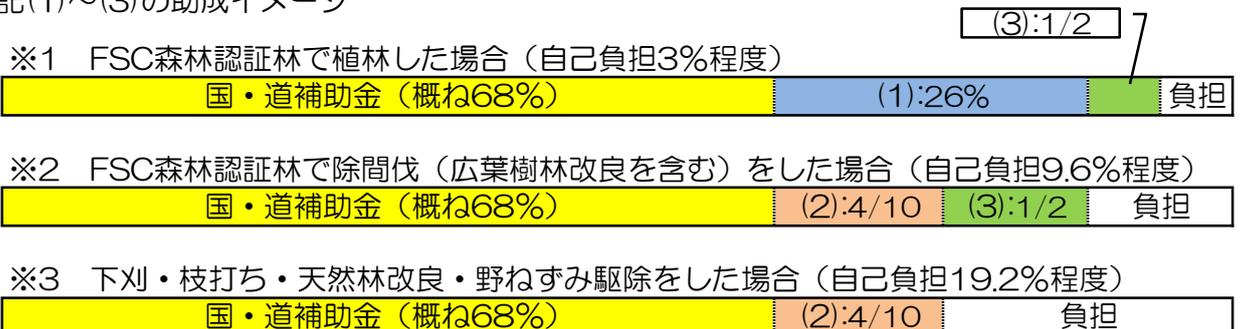
今後は、「パブリックコメント手続」により出された意見を踏まえ、最終的な案を作成し、条例改正案を町議会に提案して、令和6年4月からの見直し制度の施行を予定しています。

2.見直しの概要

①私有林整備事業

現 行		改 正 案	
内 容	補 助 基 準	内 容	補 助 基 準
(1) 森林所有者が国及び道の補助を受けて実施する植林事業	当該事業費に町の定める率(当該事業費の26%)	現行どおり	
(2) 森林所有者が国及び道の補助を受けて実施する除間伐及び下刈等事業	当該事業費の国及び道の補助残額の10分の4以内	現行どおり	
(3) 既に森林認証を取得又は当該事業年度内に取得する森林で、植林及び除間伐を実施する事業	植林については(1)、除間伐については(2)に規定する補助残額の2分の1以内	現行どおり	
(4) 森林所有者が自力で実施する枝打事業	1haあたり30,000円	現行どおり	
(5) 森林所有者が実施する根踏事業及び森林作業路整備	当該事業費の3分の1以内	現行どおり	

▽上記(1)~(3)の助成イメージ



②林業・林産業振興事業

現 行		改 正 案	
内 容	補 助 基 準	内 容	補 助 基 準
(1) 事業者が行う経営基盤強化や経営革新、新商品のための調査、研究、開発事業	当該事業費の2分の1以内 限度額100万円	現行どおり	
(2) 事業者が行う経営基盤強化や安定化のための販路開拓事業	当該事業費の2分の1以内 限度額100万円	現行どおり	
(3) 事業者が取得する認定、認証事業	当該事業費の2分の1以内	現行どおり	
(4) 事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	当該事業費の国及び道費補助残額の3分の1以内 限度額5,000万円	現行どおり	
(5) 事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	当該事業費の3分の1以内 ※令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	現行どおり	<u>【時限1年間延長】</u> ※令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
(6) 事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関等が行う研修等	当該経費の2分の1以内 限度額10万円	<u>【対象事業拡充】</u> (6) 事業者の経営者及び従業員が国、道及び試験研究機関等が行う研修、資格免許取得等	現行どおり

3.募集要領

- ①応募期間 令和6年2月1日（木）～2月20日（火）※郵送については、当日消印有効
- ②公表場所 町のホームページでご覧になれるほか、行政情報コーナー（役場・公民館・総合福祉センターの各ロビー）に設置しております。
- ③意見用紙 町のホームページからダウンロードできるほか、上記の行政情報コーナーに設置しております。
（住所、氏名、連絡先、ご意見が記載されていたら、任意様式でも可）
- ④提出方法 産業振興課へ直接提出、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出願います。
- ⑤提出先 直接：役場庁舎2階 産業振興課林業振興係
郵送：098-1206 下川町幸町63番地 下川町役場産業振興課宛
F A X：01655-4-2517
E-mail：s-ringyo@town.shimokawa.hokkaido.jp
- ⑥その他 ご意見の要旨は公表します。ただし、住所や氏名は公表しません。
- ⑦お問合せ 役場産業振興課 TEL4-2511（内線243） 行政告知端末4-251112